

1 ホール使用料

区 分		金 額（円）			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合	平日	22,000	38,500	49,500	96,800
	土・日曜日及び休日	27,500	47,300	60,500	117,700
入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	500円未満の入場料を徴収する場合 平日	26,400	46,200	56,100	116,160
	土・日曜日及び休日	33,000	56,760	72,600	141,240
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	28,600	50,040	64,340	125,840
	土・日曜日及び休日	35,740	61,480	78,640	153,000
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	33,000	57,740	74,240	145,200
	土・日曜日及び休日	41,240	70,940	90,740	176,540
2,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	44,000	77,000	99,000	193,600
	土・日曜日及び休日	55,000	94,600	121,000	235,400
3,000円以上の入場料を徴収する場合	平日	66,000	115,500	148,500	290,400
	土・日曜日及び休日	82,500	141,900	181,500	353,100

備考1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 入場料その他これに類する料金に段階があるときは、最高の額を入場料その他これに類する料金の額とする。

3 利用時間の延長は、1時間を限度とする。利用時間が30分を超えた場合の使用料は、各利用区分の使用料に3割に相当する額を加算する。超過時間が午後10時以降にわたる場合は、使用料に5割を乗じて得た額を使用料に加算する。

4 利用者が商業宣伝、営業又はこれに類する目的を持って利用する場合で、入場料その他これに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合の使用料の額は、入場料等を徴収しない場合の使用料の10割増しとする。

5 準備、練習等のためにホールを利用する場合は、使用料に次の割合を乗じて得た額とする。

(1) ホールを利用して公演する場合 3割

(2) 前号以外の場合 5割

6 冷房の装置を利用する場合は、1時間につき5,500円（1基の場合2,750円）を徴収する。

区 分		金 額 (円)			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
ホール附属施設	第1楽屋	540	760	880	1,980
	第2楽屋	540	760	880	1,980
	第3楽屋	540	760	880	1,980
	第4楽屋	540	760	880	1,980
	第5楽屋	540	1,100	1,420	3,080
	第6楽屋(和室)	760	880	1,100	2,520
	第7楽屋	540	760	980	2,080
	第8楽屋	540	760	980	2,080
	第1リハーサル室	2,200	3,520	4,400	9,120
	第2リハーサル室	1,640	2,200	3,300	6,380
	練習室	1,100	1,640	2,200	4,400
	音楽専用室	1,980	3,080	4,180	8,240
	浴室	880	880	880	1,980
	シャワー室	540	540	540	1,100
その他の施設	第1会議室	1,640	2,200	2,740	5,280
	第2会議室	1,860	2,420	3,300	6,040
	和室	2,200	3,300	4,060	7,700
	茶室	1,980	2,740	3,840	6,820
	ギャラリー	1,640	2,200	2,740	6,040
	ホワイエ	3,300	4,400	5,500	12,100
	ロビー	2,200	2,740	3,300	7,700
	展示コーナー	1,100	1,640	2,200	4,400
	野外ステージ	1,100	1,640	2,200	4,940
	1万人広場	540	540	1,100	3,300

備考1 利用時間の延長は、1時間を限度とする。利用時間が30分を超えた場合は、使用料に3割を乗じて得た額を使用料に加算する。ただし、超過時間が午後10時以降にわたる場合は、使用料に5割を乗じて得た額を使用料に加算する。

2 利用者が商業宣伝、営業又はこれに類する目的を持って利用する場合の使用料の額は、各使用区分の使用料の3割増しとする。ただし、1万人広場は除外する。

3 1万人広場を前項の目的で利用する場合の使用料の額は、次のとおりとする。

午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
5,500円	8,800円	11,000円	22,200円

4 冷房の装置を利用する場合は、ホワイエは、1時間につき5,500円(1基の場合2,750円)を徴収する。その他の施設については、使用料の3割を徴収する。ただし、楽屋については除外する。

3 附属設備の使用料

R元年10月1日改定

次の表に掲げる附属設備の使用料は、規則で定める設備の単位に応じ、各利用区分（午前9時から午後9時30分までの区分を除く。）ごとに右欄に定める限度額の範囲内において規則で定める額とする。

設 備 の 種 類	限 度 額（円）
舞台設備	11,000
照明設備	8,800
音響設備	11,000
映写設備	11,000
楽器	11,000
その他の設備	11,000

種別	名称	単位	使用料（円）		
	品名		ホール	音楽専用室	共用
舞台関係設備及び備品	オーケストラピット	1式	4,400		
	音響反射板	1式	4,400		
	平台	1台	100		
	けこみ	1式	100		
	指揮者台	1式	210		
	指揮者用譜面台	1台			100
	譜面台	1台			50
	緋毛仙	1枚	210		
	演壇	1式	540		
	地かすり	1枚	1,100		
	バレーマット	1式	1,100		
	定式幕	1枚	1,100		
	背景幕	1式	540		
	金屏風	1双	1,100		
	折タタミ机（式典用）	1脚	50		
	折タタミ椅子（式典用）	1脚	20		
	長座布団	1枚	100		
	座布団	1枚	30		
	スモークマシン	1台	1,100		
	ドライアイスマシン	1台	540		
舞台照明関係設備及び備品	Aセット	1式	8,800		
	Bセット	1式	7,150		
	Cセット	1式	4,400		
	フットライト	1式	100		
	花道フットライト	1列	310		
	トーマンタルライト	1台	100		
	ローホリゾンライト	1列	1,100		
	アッパーホリゾンライト	1列	2,200		
	サスペンションフライダクト	1列	100		
	スポットライト（1kW）	1台	210		
	スポットライト（500W）	1台	100		
	パーライト（1KW）	1台	210		
	パーライト（500W）	1台	100		
	ボーダーライト（手動）	1列	1,100		
	サイドフロントライト	1台	210		
	第1シーリングライト（1kW）	1台	210		
	第2シーリングライト（1.5kW）	1台	310		

	センターピンスポットライト (2kW)	1台	2,200		
	エフェクトマシン (1kW)	1台	540		
	エフェクトマシン (500W)	1台	310		
	プラステート	1式	1,100		
	ミラーボール	1個	540		
	星球	1式	540		
舞台音響関係設備及び備品	音響調整装置	1式	2,200	540	
	オープンテープレコーダー	1台	1,100		
	カセットテープレコーダー	1台	540	310	
	CDプレーヤー	1台	310	310	210
	ステレオレコードプレーヤー	1台	1,100	310	
	マイクエレベーター装置	1式	760		
	三点吊りマイク装置	1式	540		
	エコーマシン	1台	540		
	ステージスピーカー	1台	1,100		
	ハネ返りスピーカー	1台	760		
	ワイヤレスマイク	1本	1,100	100	
	ダイナミックマイク	1本			310
	コンデンサーマイク (A)	1本			430
	コンデンサーマイク (B)	1本			210
映写設備	16ミリ映写機	1台	3,300		
	8ミリ映写機	1台		1,100	
	スライド映写機	1台			1,100
	ビデオ装置	1式	1,640		
	スクリーン	1枚	1,100		
	プロジェクター (A)	1台	3,300		
	プロジェクター (B)	1台			2,200
楽器	グランドピアノ (CF-III)	1台	5,240		
	グランドピアノ (C-7)	1台			2,200
	アップライトピアノ	1台			1,100
	エレクトーン	1台			2,200
その他	持込器具	1kW につき			210
	展示パネル	1枚			30
	テレビ	1台			100
	ビデオデッキ (DVD含む)	1台			100
	司会者台	1台			210
	会議室用移動マイク	1式			210
	ピアノ運搬具	1台			540
	ピアノ椅子 (A)	1脚			210
ピアノ椅子 (B)	1脚			100	

- 備考
- 1 使用料は、各利用区分（午前9時から午後9時30分までの区分を除く。）ごとに徴収する。
 - 2 ピアノ使用料には、ピアノ運搬具使用料及びピアノ椅子使用料を含む。
 - 3 ドライアイスマシン利用料金には、ドライアイスは含まない。
 - 4 この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品の使用料の額は、類似する附属設備及び備品の使用料の額に準じて算定した額とする。
 - 5 利用時間の超過許可を受けた場合の使用料は、この表の使用料に2割を乗じて得た額とする。ただし、1時間を超える超過利用はできない。
 - 6 使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。
 - 7 この表のAセット、Bセット及びCセットに含まれる照明設備並びに備品の内訳は、次の表のとおりとする。

	Aセット	Bセット	Cセット
ボーダーライト	2列	2列	2列
サスペンションフライダクト	4列	2列	2列
スポットライト	30台	20台	10台
サイドフロントライト	24台	16台	8台
第1シーリングライト（1kW）	24台	16台	8台
ロー水平ライト	1列	1列	
アッパー水平ライト	1列	1列	
フットライト	1列		